

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
翌日)

## 目次

- ◇ 告 示
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 保険薬局の指定の辞退
- 国民健康保険法による療養取扱機関の辞退
- 林業種苗法による生産事業者の登録証の変更
- 保安林の指定の解除(三件)
- 解除予定の保安林
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良事業の工事の完了

## 告 示

鳥取県告示第七百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
常松 医院	米子市福市五七四番地五	昭和五十二年九月十二日
田中 医院	鳥取市浜坂八〇一番地二	昭和五十二年九月五日

鳥取県告示第七百八十三号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山本 医院	米子市明治町五八番地	昭和五十二年七月三十日
水谷 医院	倉吉市仲ノ町七七〇番地	昭和五十二年八月三十一日

鳥取県告示第七百八十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十一第一項の規定

に基づき、保険薬局の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保険薬局の名称	所 在 地	指定の辞退の年月日
カクバン薬局	米子市角盤町二丁目一四	昭和五十二年九月三十日

鳥取県告示第七百八十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十七条第一項の規定に基づき、療養取扱機関の辞退があつたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	辞退の効力発生の年月日
カクバン薬局	米子市角盤町二丁目一四	昭和五十二年九月三十日

鳥取県告示第七百八十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定に基

づき、智頭町森林組合から生産事業者の登録証の記載事項に変更があつた旨の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

生 産 事 業 者 の 住 所	
変 更 前	八頭郡智頭町大字智頭一五三九の一
変 更 後	八頭郡智頭町大字智頭二〇八一の四

鳥取県告示第七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二二八（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町茶屋字木呂拔二八四八、下阿毘縁字深垓奥山七五八（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九十一号

昭和五十二年九月六日付けで江府町から申請のあつた土地改良(武庫地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十二号

昭和五十二年七月六日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良(大平地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工 事 完 了 年 月 日	届 出 者
畚米地区農道整備事業	昭和五十一年十二月十五日	若 桜 町

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】